

京都府公報

号外 第18号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
総務調整課
電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話(075)441-3155

目 次

監査委員	ページ		
平成15年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置の公表	1	平成15年度並びに平成13年度、平成12年度及び平成11年度の包括外部監査結果に基づき講じた措置の公表	10

監 査 委 員

17年監査公表第4号

平成15年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事、京都府教育委員会教育長及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年4月12日

京都府監査委員	林 田 洋
同	明 田 功
同	道 林 邦彦
同	村 山 佳也

1 定期監査

(1) 指摘事項

ア 未収金の整理について（総務部）

（監査の結果）

向日町競輪場における売店使用料及び光熱水費等雑入の未収金が前年度に比べて著しく増加していた事例が認められた。未収金の整理について、更に一層の努力を要するもの

（措置の内容）

向日町競輪場の売店使用料等の未収金については、新たに発生しないよう、訪問指導等を行った。

また、滞納者に対して、分割納付を内容とする「納入確約書」を徴取するとともに、日常的な訪問活動を強化し、未収金額の削減を図った。

イ 診療報酬の算定について（保健福祉部）

（監査の結果）

救急医療に係る診療報酬の算定において、入院

基本料に救急医療の点数加算が行われていなかった事例が多数認められた。診療報酬の算定の適正な事務処理について、改善を要するもの

（措置の内容）

当該加算の内容について、各医師及び医事関係職員に周知徹底を図るとともに、加算対象者の処理伝票に該当項目の記載をし、レセプト記入担当者の入力漏れが生じないように徹底した。

診療報酬請求について、再度総点検を行うとともに、このような請求漏れを防止するため、平成15年5月から医事委託業者とも協働し、チェック体制を強化した。

ウ 補助金の交付について（企画理事）

（監査の結果）

市町村自治振興補助金の交付決定において、補助対象月数を誤って算入していた事例が認められた。補助金の交付の適正な事務処理について、改善を要するもの

（措置の内容）

誤って交付した補助金については、平成15年12月に返還させた。

補助金額の算定に当たっては、事業内容について十分に検証するとともに、平成15年9月から複数人によるチェック体制を強化し、補助金交付要綱に基づき適正な事務処理を行うよう徹底した。

エ 諸手当の支給について

（イ）通勤手当の支給について（企画理事、総務部、保健福祉部、土木建築部、教育委員会）

（監査の結果）

交通用具使用者の通勤手当月額の決定において、手当算出の基礎となる通勤距離を誤って認定していた事例が認められた。通勤手当の支給の適正な事務処理について、改善を要するもの

（措置の内容）

過大支給分については、全額返納させた。通

勤手当の認定に当たっては、申請のあった通勤距離・通勤経路が最も経済的かつ合理的であるか等一層の精査を図るなど、適正な事務処理を行うよう徹底した。

(監査の結果)

月の初日から末日まで病気休暇で一日も出勤していないにもかかわらず、通勤手当が支給されていた事例が認められた、通勤手当の支給の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

過大支給分については、平成15年10月に返納させた。通勤手当の支給事務に当たっては、平成15年10月から複数体制によるチェック体制の強化を図るとともに、職員の勤務状況、通勤実態等を常に把握するよう徹底した。

(イ) 特殊勤務手当等の支給について(総務部)

(監査の結果)

府税事務に従事する職員の特殊勤務手当(月額)の支給において、病気休暇で当該業務に従事していないにもかかわらず、手当が支給されていた事例が認められた、特殊勤務手当の支給の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

誤って支給されていた特殊勤務手当については、平成15年10月に返納させた。特殊勤務手当の支給事務に当たっては、平成15年10月から複数体制によるチェック体制の強化を図るとともに、制度の趣旨を踏まえて、職員の勤務状況等の現況を常に把握するなど、適正な事務処理を行うよう徹底した。

(ウ) 勤勉手当の支給について(企画理事、総務部)

(監査の結果)

職員が病気休暇により勤務しなかった日数が30日を超えているにもかかわらず、勤務期間別支給割合を100として計算した事例が認められた、勤勉手当の支給の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

過大に支給された勤勉手当については、全額返納させた。手当の支給事務に当たっては、関係帳簿との照合等チェック体制を確立し、条例、規則に基づき適正な事務処理を図るよう徹底した。

オ 資金前渡金の精算について(警察本部)

(監査の結果)

警察本部及び各警察署に係る報償費の資金前渡金精算を毎月処理すべきところ、年度末に一括処理されていた事例が認められた、資金前渡金の精算の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成16年度から、資金前渡金の精算を毎月処理することとし、資金前渡金の精算事務の改善を図った。

カ 現金の保管について(総務部)

(監査の結果)

収納した日に指定金融機関へ払い込むことができなかった現金について、所属長の保管承認手続きを行わずに金庫に保管されていた事例が認められた、現金の保管の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

収納した日に指定金融機関へ払い込むことができなかった現金については、「現金保管承認簿」により所属長の保管承認を受けて現金を保管することとし、職員に対しては、現金の適正な事務処理を図るよう周知徹底した。

キ 課税事務について(企画理事、総務部)

(監査の結果)

個人事業税の賦課決定において、青色申告特別控除額及び課税対象となる収入金額を誤った事例が認められた、課税の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成15年10月に過大税額分について減額調定を行うとともに、所得税確定申告書の精査を職員に周知徹底し、平成15年10月から適正な事務処理に向けて複数チェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

個人事業税の賦課決定において、課税対象となる収入金額を誤った事例が認められた、課税の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成15年10月に過小税額分について増額調定を行うとともに、所得税確定申告書の精査を職員に周知徹底し、平成15年10月から適正な事務処理に向けて複数チェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

不動産取得税の賦課決定において、非木造家屋評価額の計算を誤った事例が認められた、課税の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成16年3月に正確な家屋評価事務に万全を期すよう職員に周知徹底するとともに、複数体制で評価調書を精査すること等、適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

不動産取得税の賦課決定において、住宅用土地の取得に対する軽減税額の計算を誤った事例が認められた、課税の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成16年2月に過大税額分について還付を行うとともに、減額計算の精査を職員に周知徹底し、適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

法人二税において、重加算金の計算を誤った事例が認められた、課税の適正な事務処理について、改善を要するもの

(措置の内容)

平成16年2月及び3月に加算金の計算方法、取扱等を職員に周知徹底するとともに、複数体制で加算金対象所得等を精査すること等、適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

(2) 注意事項

ア 収入の事務処理について(保健福祉部、土木建築部)

(監査の結果)

診療報酬の請求に際し、20歳未満の通院精神療法患者に対する加算漏れがあったため、請求金額が過小となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

当該加算の対象患者については、受付時(新規患者)又は事前(既存患者)にカルテ及び医事電算に未成年者が否か等を表示し、会計入力時に加算漏れが生じないように、平成15年6月から事務処理体制の整備を図った。

診療報酬請求に当たって、これまでから医師及び医事委託業者に二重、三重のレセプト点検を行い、請求漏れの防止に努めているところであるが、適正な事務処理を行うよう、平成15年6月に医師及び医事委託業者に徹底を図った。

(監査の結果)

道路占用料を徴収できないものを誤って徴収したため、占用料が過大となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

誤って徴収した占用料を申請者あて返還するとともに、条例、規則等に基づき適正な事務処理を行うよう、平成15年12月に職員に徹底した。

イ 支出負担行為の協議について(企画理事、総務部、企画環境部、保健福祉部、農林水産部、土木建築部、企業局、警察本部)

(監査の結果)

備品の購入、委託契約等の締結などにおいて、支出負担行為の協議が行われていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

出納員への事前協議の必要性・重要性について、職員に徹底するなど、適正な事務手続きに向けてのチェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

備品購入の支出負担行為協議に際し支出予定金額の算出根拠が漏れていた事例や委託単価契約の算出根拠が誤っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

支出予定額の決定にあたっては、算出基礎・算

出根拠を明確にするとともに算出根拠を綿密に点検し、相互チェック機能の強化及び適正な会計処理に努めるよう職員に徹底した。

(監査の結果)

委託変更契約(増額)締結の支出負担行為の協議に際し、増額理由を誤り、かつ、変更内容が把握できる書類が添付されていなかった事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

支出負担行為の協議においては、その内容を把握できる書類を添付し、複数によるチェック体制の強化を図るとともに、適正な事務処理を行うよう、平成15年7月に職員に徹底した。

ウ 旅費の支給について(総務部、府民労働部、商工部)

(監査の結果)

旅費の精算において、支給が大幅に遅延していた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

精算旅費の支給に当たっては、事務担当者が相互にチェックを行うなど、適正な事務処理を行い、支給遅延が生じないように職員に徹底した。

エ 補助金の交付について(企画理事)

(監査の結果)

市町村自治振興補助金において、交付申請及び実績報告書と現場の出来高が相違したまま補助金の額の確定事務を行っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

直ちに交付申請及び実績報告書の再提出を求め、書類内容を精査した。結果として、補助金の額の確定事務に変更を要するものではなかったが、補助事業者に対して指導を行うとともに、平成15年12月に適正な事務処理を図るよう職員に徹底した。

オ 通勤手当の支給について(企画理事、総務部、企画環境部、府民労働部、保健福祉部、農林水産部)

(監査の結果)

運賃等相当額を誤って認定したため、過大に支給されていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

過大支給分については、全額返納させた。運賃等相当額の認定に当たっては、事実確認を正確に行うとともに、複数体制によるチェックを行うなど、適正な事務処理を図るよう職員に徹底した。

(監査の結果)

手当算出の基礎となる通勤距離を誤って認定したため、過大に支給されていた事例や通勤距離の認定に統一的な取扱いがなされていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

過大支給分については、全額返納させた。通勤手当の認定にあたっては、申請確認を適正に行うよう徹底するとともに、通勤距離の計測方法についても統一的に取り扱うよう徹底した。

(監査の結果)

月の初日から末日まで病気休暇で一日も出勤していないにもかかわらず、通勤手当が支給されていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

過大支給分については、平成15年8月に返納させた。

諸手当の支給事務に当たっては、認定事務を含めて職員の勤務状況、通勤実態、個々の現況を常に把握することが重要であることを再認識し、適正な事務処理に努めるよう徹底した。

カ 特殊勤務手当の支給について (企画理事、総務部、保健福祉部、土木建築部、企業局)

(監査の結果)

日額の特殊勤務手当の支給において、病気休暇等で当該業務に従事していないにもかかわらず、支給されていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

誤って支給されていた特殊勤務手当については、全額返納させるとともに、複数によるチェック体制を確立し、制度の趣旨を踏まえて適正な事務処理を徹底した。

(監査の結果)

府税事務に従事する職員の特殊勤務手当等 (月額) の支給において、日割計算を誤ったため、過大に支給されていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

誤って支給されていた特殊勤務手当については、速やかに返納させるとともに、特殊勤務手当の支給にあたっては、業務従事の確認を行うなど適正な事務処理に努めるよう職員に徹底した。

キ 時間外勤務手当の支給について (企画理事、知事直轄組織、総務部、土木建築部、教育委員会)

(監査の結果)

時間外勤務手当の支給基礎となる勤務時間数、支給割合を誤り、過小に支給していた事例や、週休日の振替が同一週に行われていない場合の手当 (25 / 100) が支給されていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

正確な時間外・休日勤務命令書を作成するよう徹底するとともに、算定された勤務時間数、支給割合に誤りがないか相互確認を徹底した。また、週休日の振替方法について周知徹底するとともに、時間外勤務手当の支給に係る複数職員による

チェック体制の強化を図った。

ク 予定価格調書の作成について (知事直轄組織、総務部、農林水産部)

(監査の結果)

随意契約で必要な予定価格調書の作成が行われていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

関係法令・規則等を十分確認するとともに、適正な事務処理を行うよう平成15年5月に担当職員に徹底した。

(監査の結果)

支出負担行為協議額を上回った予定価格調書が作成されていた事例や予定価格調書の金額に消費税が含まれているか否かが不明確な事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

予定価格調書については、会計規則等に基づき、適正に作成するよう担当職員等に対し指導を徹底するとともに、相互チェック体制の強化を図った。

ケ 入札の事務処理について (土木建築部)

(監査の結果)

指名競争入札において、最低制限価格未満の入札書であるにもかかわらず、入札金額を見誤ったため、失格としていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

入札事務執行について、平成16年6月の工事経理総括担当者会議で職員に周知を図るなど、適正な事務処理を行うよう徹底した。

コ 契約の事務処理について (企画環境部、保健福祉部、土木建築部、警察本部)

(監査の結果)

浄化槽維持管理委託契約書に記載されている金額に消費税が漏れていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

契約の重要性について職員に徹底するなど、平成15年4月から適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

委託契約の業務仕様書に基づく業務内容が一部実施されていない事例や委託契約 (業務委託) で購入された備品の所有権帰属が明確となっていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

委託契約の業務仕様書に基づく業務内容については十分確認の上、適正な委託業務の履行を徹底した。

また、備品購入が見込まれる委託契約においては、契約書に備品の帰属を明記するよう職員に周知するとともに、適正な事務処理を図るよう徹底

した。

サ 物品の管理について（総務部）

（監査の結果）

物品（切手及びハガキ）の帳簿現在高と現物が符号していない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

物品（切手及びハガキ）の受払状況について、物品出納整理簿に正確に記載し、適正に管理するよう各所属長に注意喚起を徹底した。

シ 現金帳簿の管理について（府民労働部）

（監査の結果）

使用料収入に係る現金保管承認簿と現金出納簿の記載を誤っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

現金保管承認簿と現金出納簿の確実な記載を徹底するとともに、平成16年3月に総務課会議を開催し、適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

ス 課税について（企画理事）

（監査の結果）

個人事業税の賦課決定において、収入金額や事業所得金額を誤ったため、税額が過大又は不足していた事例が認められた、適正な課税について留意を要するもの

（措置の内容）

平成16年2月に所得税確定申告書を精査の上、課税の適否を確認するよう職員に周知徹底するとともに、平成16年2月から適正な課税に向けて複数チェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

不動産取得税の賦課決定において、住宅用土地の取得に対する軽減税額の計算を誤ったため、税額が過大又は不足していた事例が認められた、適正な課税について留意を要するもの

（措置の内容）

平成15年12月に減額計算の精査について職員に周知徹底するとともに、適正な課税に向けて複数チェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

不動産取得税の賦課決定において、免税点の適用及び計算を誤ったため、税額が過大となっていた事例が認められた、適正な課税について留意を要するもの

（措置の内容）

平成15年12月に免税点の適用について精査することを職員に周知徹底するとともに、複数体制で課税標準額の計算を精査すること等、適正な課税に向けてチェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

法人二税において、重加算金の計算を誤ったため、加算金が過大又は不足していた事例が認めら

れた、適正な課税について留意を要するもの

（措置の内容）

過大分については平成15年10月に、不足分については平成16年2月に加算金計算の精査について職員に周知徹底するとともに、適正な課税に向けて複数チェック体制の強化を図った。

セ 工事について

（ウ）府営工事について（総務部、土木建築部、企業局、警察本部）

（監査の結果）

道路工事の積算において、過小積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

設計・検算における点検及び検算体制の強化について、平成16年6月の技術課長会議等で周知徹底を図るなど適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

建設廃棄物及び残土の運搬・処分費の積算において、過大積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

建設廃棄物及び残土の運搬・処分費の積算については、処分費、運搬費等総合的に経済比較を行うよう、平成15年8月に職員に周知徹底するとともに、適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

仮設進入路整備等の積算において、過小積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

設計・検算における点検及び検算体制の強化について、平成16年6月の技術課長会議等で周知徹底を図るなど適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

バックホウの規格を誤ったため、過大積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

現場条件を十分把握し、正確な設計・積算に努めるよう平成16年6月の技術課長会議等で周知徹底を図るなど適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

（監査の結果）

建物移転補償において、過小積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

（措置の内容）

建物移転補償については、正確な積算に努めるよう平成16年6月の用地課長会議等で周知徹

底を図るなど適正な事務処理に向けてチェック体制の強化を図った。

(監査の結果)

外壁塗り替え工事の仮設足場工において、過大積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

工事の設計積算においては、発注時期及び工事完了時期等を踏まえて積算内容を記載し、精査に十分留意するよう、平成16年1月に職員に徹底した。

(監査の結果)

地盤改良材の数量誤り等のため、過大積算となっていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

設計の積算業務に携わる担当者会議を平成15年6月～7月に開催し、土木工事積算システムの再研修、設計基準の点検、設計・検算審査体制の確立について徹底し再発防止を図った。

(監査の結果)

護岸工事等において、設計図書と出来形とが相違していた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

工事の適正な施工を確保するために、複数職員によるチェックシートの活用などの方法を取り入れたほか、請負業者への指示は文書等により明確に行うよう徹底した。また、適正な施工管理を行うよう検査担当者会議等で徹底するとともに、業者への指導を行った。

(監査の結果)

附帯工事で町道橋の架け替えを施工したにもかかわらず、橋の管理者へ引継がなされていない事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

橋の管理者への引継については、平成15年11月に引継を行うとともに、附帯工事の完了後は、速やかに管理者へ引継ぐよう平成16年6月の技術課長会議等で周知徹底した。

(監査の結果)

請負業者から提出される変更時等の工事カルテの登録内容に不備が多数あった事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

工事カルテの適切な取扱いについて、業者指導の徹底を図るよう平成16年2月に文書通知を行うとともに、平成16年2月の工事成績評定改正において、施工プロセスを評価の対象とし、工事カルテの適切な登録をチェック項目に含めた。

(監査の結果)

松杭打ち込み工において、機械の用途外使用をしていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

工事施工における法令の遵守及び安全の確保等について、業者指導の徹底を図るよう平成16年6月の技術課長会議等で職員への指導を行うとともに、各土木事務所管内業者研修で指導を行った。

(イ) 補助事業について(企画理事)

(監査の結果)

工事内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をせずに精算設計書で処理していた事例が認められた、補助団体に対する指導等に一層留意する必要があるもの

(措置の内容)

平成16年2月に適正な工事施工を行うよう、補助団体に対し指導するとともに、適正な審査・指導を行うよう職員に徹底した。

(監査の結果)

建物新築工事において、一部にヘアクラックが生じ、また、多数のクラック補修跡があった事例が認められた、補助団体に対する指導等に一層留意する必要があるもの

(措置の内容)

工事の施工について、より一層適切な施工を行うよう補助団体に対し指導した。なお、クラックについては平成15年12月に補修を完了した。

ソ その他(保健福祉部)

(監査の結果)

長期にわたって押印していない出勤簿が多数あった事例が認められた、服務規律の管理に留意を要するもの

(措置の内容)

平成16年5月の管理職会議及び課長会議において、地方機関処務規程に基づき出勤簿の押印を徹底するとともに、出勤簿の押印状況についてチェック体制を強化し、押印漏れが生じないように徹底した。

(3) 要望事項

ア 事業の管理について

(ア) 府営向日町競輪について(総務部)

(監査の結果)

これまでの開催経費等の節減への取組に加え、平成16年度からはより抜本的な経営改善計画が進められようとしているが、逐次その効果も見極めながら、将来とも府財政への寄与という収益事業としての本来の目的を果たしうるものか検証の上、事業の存続についての検討が続けられるべきであるもの

(措置の内容)

競輪事業については、平成15年度にふるさと

ダービーを開催して6年ぶりに黒字を計上し、4.3億円の収益をあげた。

平成16年度は収入確保のために、引き続き全国に市場を求める委託場外発売を行っているところであるが、年度内で最も格上のレースである平安賞において過去最大の64億円を売り上げることができ、これまでの委託場外発売の拡大努力が実ったものと考えている。また、他場の車券を当场で発売する受託場外発売についても大幅に増加しており、平成16年度の受託日数はこれまでで最大となる190日を予定するなど、収入の確保に全力で取り組んでいる。

一方、経費の削減については、平成16年度から従事員賃金を一律9,000円に削減し、離職餞別金制度の見直しを図ったほか、各種委託料を削減し、法定交付金・選手賞金の関係団体への削減要望を行うなど、あらゆる方面の経費削減に取り組んでいる。

競輪事業は、財政貢献という本来目的以外にも、地元雇用場の提供するという役割を担っていることから、これらの目的や役割を念頭におき、今後の収支状況を慎重に見極めて、存続について十分な検討を行うこととする。

(イ) 病院経営について(総務部、保健福祉部)

a 府立医科大学附属病院について

(監査の結果)

患者サービスの向上に努めながら、様々な増収対策や経費の節減に取り組んでいるが、経営の改善について、「附属病院経営改善推進会議」を踏まえ、今後も引き続き、大学の組織を挙げて取り組む必要があるもの

(措置の内容)

附属病院の経営改善については、従来から、外来患者数の増加、病床利用率の向上、平均在院日数の短縮、業務の委託化等の増収及び経費削減に取り組むとともに、平成13年4月に附属病院経営改善推進会議事務局を中心に設置者とも協議しながら、一般会計からの繰入金の削減に向け、新たな経営改善の取組について検討を進めている。

b 府立病院について

(監査の結果)

病院経営の健全化に向けた取組を一層強化するとともに、特に洛東病院の今後の在り方について、引き続き幅広い角度から検討する必要があるもの

(措置の内容)

府立病院の果たすべき役割やそのあり方について幅広い見地から提言を受けるため、各界の有識者に参画いただき「府立病院あり方検討委員会」を設置した。委員会選任の調査委員が現地調査を行う等精力的に検討を進めている。

洛東病院については、病床過剰地域にあって患者数が急減していること、洛東病院が担ってきたリハビリ医療を取り巻く状況が変化していること等から、平成16年度に外部有識者の調査・検討の結果を踏まえ、平成16年度末に廃止することとした。

イ 財務に関する事務について

(ア) 府税未収金の徴収について(総務部)

(監査の結果)

税収の確保及び納税の公平、公正の観点からも、収入未済額の縮減に一層努力する必要があるもの

(措置の内容)

公平・公正な納税秩序維持のため、課税部門では課税客体の捕捉等の徹底、徴収部門では平成16年度よりコンビニ納税を導入し、納税者利便の向上を図る一方、悪質な滞納者に対しては厳正かつ的確な滞納処分を執行するなど、税収確保、収入未済額の縮減に向けて全力で取り組んでいる。

なお、収入未済額は、平成15年度決算では89億円となり、過去最大であった平成8年度の206億円からは117億円圧縮しており、大幅な収入未済額の縮減を図った。

(イ) 償還未収金の回収について(保健福祉部、商工部、農林水産部、土木建築部)

a 母子及び寡婦福祉資金等について

(監査の結果)

母子及び寡婦福祉資金の貸付け時における適正な審査及び償還金の効果的な償還指導や、児童扶養手当の審査要件の徹底及び過払返還金の回収に、なお一層努力する必要があるもの

(措置の内容)

母子及び寡婦福祉資金については、効果的な償還指導対策として平成16年2月に滞納者世帯への夜間訪問を中心とする府内一斉償還強化月間を実施した。

また、新たな未収金発生防止対策として、貸付時における償還を考慮した指導、返済義務の意識付けの徹底指導を行うとともに、初回未収金発生時の迅速な初期対応を図った。

また、児童扶養手当については、町村を通じた受給者に対する各種届け出義務の指導・徹底等行った。

b 中小企業経営基盤強化資金について

(監査の結果)

中小企業経営基盤強化資金償還金の未収金の、効果的かつ計画的な償還指導に、なお一層努力する必要があるもの

(措置の内容)

長引く不況の影響により、府内企業の経営状況が依然厳しい状況にある中で、貸付金の

回収は一層困難になっているが、担保物件の処分をはじめ、経営状況に応じた分割納付措置、延滞先や連帯保証人へのきめ細かな督促等を行った結果完済に至ったものもあるなど、未収金の早期回収を図った。

c その他

(監査の結果)

看護師等修学資金貸付金、高等学校修学援助費返還金等、心身障害者扶養共済制度掛金、農業改良資金貸付金及び府営住宅使用料の未収金の回収について、更に努力する必要があるもの

(措置の内容)

看護師等修学資金貸付金、高等学校修学援助費返還金等、心身障害者扶養共済制度掛金の未収金については、貸付にあたり、制度の趣旨や内容を充分説明するとともに、新たな未収金が発生しないよう適正処理に努めている。滞納者に対しても、納付書の一斉発送や、訪問・文書・電話により返還指導を行うとともに、債務者の実情に応じた返済方法の提示等の指導を行った。

また、農業改良資金貸付金については、平成15年6月に債務者の実状に応じた分割納付による返済等償還指導を行うとともに、平成16年8月には早期回収に向け、1回当たりの償還額の増額や繰上償還等の指導を行った。

なお、府営住宅使用料の未収金については、日常的な徴収活動を強化するとともに、年4回の滞納整理強調期間を設定し、集中的な滞納整理を行うとともに、これまで6か月以上の滞納者から実施していた法的措置を3か月以上の滞納者から実施可能にする等、徴収確保対策の強化に取り組んだ。また、平成15年度から所管の土木事務所と本庁住宅課が一体となって臨宅を行い、徴収確保に努めた。

(4) 重点調査項目(自動車等使用者の通勤手当の認定について)(知事直轄組織)

要望事項

(監査の結果)

通勤手当の認定について、認定権者の事後の確認を徹底すること。

また、通勤距離の認定について、計測結果において正確性と同一方面から通勤する職員間の通勤距離のバランス等が確保されうる合理的な計測方法によって統一的に通勤距離の測定を行い、適正な通勤手当の認定を行うこと。

(措置の内容)

通勤手当の認定をはじめ、各種手当等の支給に当たっては、職員の勤務状況や通勤等の実態を十分把握するとともに、決裁過程等での複数の職員による点検や事後確認の実施など、適正な事務処理の徹底について、機会あるごとに所属に対して指導した。

2 行政監査

業務委託について

要望事項

(1) 競争性の確保について

(監査の結果)

現在随意契約(単独見積り)の比率が高い業務について、より競争性が高められないか検討すること。

(措置の内容)

「公の施設等の管理・運営」については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、地方公共団体が民間事業者を含む法人その他団体を「指定管理者」として指定し、管理を代行させる「指定管理者制度」への転換が図られたところであり、京都府における制度導入に向けた検討を進めている。

「エレベーター、空調の保守・点検業務」については、安全性の確保と故障時における迅速、的確な対応が不可欠であるが、これらを踏まえて、試験的な意味合いも含めて部分的に競争入札の実施に向けて準備している。

その他の業務についても、より競争性、透明性を高めるべく、検討を進めている。

(2) 予定価格の積算について

(監査の結果)

積算にあたっては、その時点で最も適切なものとなっているか適宜点検するとともに、出来るだけ具体性のあるものにしていくこと。

また、電算業務などの高度な専門的知識を必要とするものについては、府全体のシステムとして、情報の共有化や人材の育成等について検討すること。

(措置の内容)

性質上可能な限り内訳を明示して具体的な積算とするとともに、内容が確認できるような見積書を複数業者から徴取するよう支出負担行為の協議、公所検査などを通じて指導した。

電算業務については、高度な専門性ゆえ、必要な知識の修得が必要であり、職員の民間派遣により人材の育成に努めており、当該職員で対応できる範囲で積算に係る指導を行った。

(3) 履行確認について

(監査の結果)

清掃業務について、各機関ごとに、履行確認をできるだけ効率よく適正に行うための方法を工夫していくこと。

(措置の内容)

清掃業務の履行確認については、各機関ごとに、求められる清掃内容が適正に履行されているか、組織の態様に応じて効率的に行うための方法を工夫していくよう、公所検査、研修などを通じて指導した。

(4) 委託業務の見直しなどの検討について

(監査の結果)

委託事務の透明性、競争性をより高めていくため、

機関として、必要な情報の提供に努めるとともに、統一的な基準の整備などについて検討すること。

また、今後委託化を推進していくための統一的な基準の整備などについても検討すること。

(措置の内容)

行政が直接担うべき業務と、サービスの質やコストの比較分析により効率性が拡大すると判断され、公務の遂行上も支障が認められない業務との区分を明確化した上で、民間委託を推進するための指針を策定することを検討している。

なお、事務事業評価の対象事業については、自己評価として、「民間等類似資源・サービスの状況」「事業の経済性・効率性」等の観点から点検・評価を行うとともに、当該事業の実施に当たっては、透明性・競争性をより高めるため、競争入札による業者選定を指導した。

5) その他の事務について

(監査の結果)

予定価格調書が必要であるにもかかわらず、省略されていたものがあるので、改善すること。

(措置の内容)

予定価格調書の作成については、支出負担行為の協議、公所検査、研修などを通じて指導した。

(監査の結果)

契約書について不適切な事例が見受けられたので、改善すること。

また、「履行遅滞」「損害賠償」などの条項を入れた方が良いと思われるものが認められたので、検討すること。

(措置の内容)

契約書の作成について、基準契約書を参考としながら、個別事例に即して適切な条項を加除するよう支出負担行為の協議、公所検査などを通じて指導した。

(監査の結果)

委託事務を担当する庶務部門がスリム化される中、委託事務の適正で効率的な事務処理が図れるよう、より一層、必要な情報の提供やわかりやすいマニュアルの整備について検討すること。

(措置の内容)

委託事務の適正で効率的な事務処理が図れるよう、契約事務に係る研修の充実やマニュアルの整備を検討している。

3 財政的援助団体等監査

要望事項

ア (財)京都文化財団(京都府立文化芸術会館)について(府民労働部)

(監査の結果)

平成14年度にリニューアルオープンした京都府立文化芸術会館について、今後も改修の効果を生かし、一層の利用拡大に努めるとともに効率的な運営を図り、経営改善に努力を要するもの

(措置の内容)

ホームページの開設等広報の充実や他館と連携した企画公演の開催など集客に努めるとともに、個別空調システムや夜間の機械警備の導入等により、物件費で平成15年度は平成12年度に比べ、約200万円を節減するなど経費節減を図った。

今後とも、各種の行催事の誘致や新たな分野の公演者へのPR等を図りながら利用促進に努めるとともに、経費節減など効率的な運営を図り、経営改善を図るよう団体を指導した。

イ (社)京都府青少年育成協会について(府民労働部)

(監査の結果)

法人が管理する施設の利用拡大に努めるとともに、効率的な運営の一層の推進を要するもの

(措置の内容)

利用拡大に向けての営業活動の推進や利用者サービスの充実を図るとともに、固定経費の削減など、今後とも効率的な運営に努めるよう団体を指導した。

ウ (財)京都府民総合交流事業団について(府民労働部)

(監査の結果)

法人が管理する施設の利用拡大に引き続き努めるとともに効率的な運営を図り、経営改善により一層の努力を要するもの

(措置の内容)

利用拡大に向けての営業活動の推進や固定経費の削減など、収支両面から今後とも引き続き効率的運営の検討を行い、経営の改善を図るよう団体を指導した。

エ (株)舞鶴21について(商工部)

(監査の結果)

法人が管理する施設の使用を増加させるとともに経営改善を推進し、赤字経営からの脱却に向けて、なお一層の努力を要するもの

(措置の内容)

経済団体の会報等広報媒体を通じて、駐車場完備やOAフロア等法人が管理する「舞鶴21ビル」の優位性を活かした入居拡大・利用拡大に向けてのPR活動を強化するとともに、より一層の経費削減を図り、経費の効率的な執行を行うよう団体を指導した。

オ (財)丹後あじわいの郷について(農林水産部)

(監査の結果)

法人が管理する施設の利用拡大に努めるとともに効率的な運営を図り、経営改善に一層の努力を要するもの

(措置の内容)

公園の魅力を向上させるため、花、環境、文化振興に関するイベントの実施や、また、経営の安定化を図るため団体バスの立ち寄りなど、丹後地域の観光との一体となった連携をさらに進め、経営の改善を図るよう団体を指導した。

カ (財)京都府水産振興事業団について(農林水産部)

(監査の結果)

通勤手当の支給決定を誤っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

また、漁協経営基盤強化対策事業における今後の課題について、関係機関と早急に協議・検討を要するもの

(措置の内容)

平成14年度栽培漁業振興事業補助金の一部を返還させるとともに、平成16年3月に給与事務の適正な事務処理を徹底するよう団体を指導した。

また、漁協経営基盤強化対策事業における借入については、一部繰上償還を平成15年度以降は行わず、平成18年度以降の返済原資として繰越すこととし、引き続き府債の償還期限以降の返済スキームの再検討を関係機関と行っていくこととした。

キ 京都府土地開発公社について(土木建築部)

(監査の結果)

用地補償の積算において留意を要する事例や時間外勤務手当の支給漏れ等の事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

用地補償の積算については、土地評価等補償積算の習熟及び複数でのチェック体制の強化について、平成16年1月の業務担当者会議で徹底を図った。支給されていない時間外手当については、速やかに追給するとともに、制度の趣旨を踏まえて適正な事務処理を徹底するよう、平成15年12月に団体を指導した。

ク 京都府道路公社について(土木建築部)

(監査の結果)

通勤手当の認定額を誤っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

通勤手当の認定に当たっては、申請のあった通勤距離・通勤経路が最も経済的かつ合理的であるか一層の精査に努めるとともに、適正な事務処理を徹底するよう、平成15年10月に団体を指導した。

なお、認定額の誤りについては、平成15年10月に適正な認定を行い、対象者から過大支給分を返納させた。

ケ (財)京都府公園公社について(土木建築部)

(監査の結果)

通勤手当の認定額を誤っていた事例が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

通勤手当の認定に当たっては、申請のあった通勤距離・通勤経路が最も経済的かつ合理的であるか一層の精査に努めるとともに、適正な事務処理を徹底するよう、平成16年3月に団体を指導した。

なお、認定額の誤りについては、平成16年3月

に適正な認定を行い、対象者から過大支給分を返納させた。

コ (財)京都府体育協会について(教育委員会)
(監査の結果)

補助金の実績報告額と実支出額が相違している事例のほか、会計処理に一部留意すべき点が認められた、適正な事務処理に留意を要するもの

(措置の内容)

会計処理に当たっては、組織内部での相互確認を行うよう、平成16年4月に団体を指導するとともに、適正な事務処理に向けて、府教育委員会と同協会が連携を密にするなど、事務処理の改善を行った。

なお、補助金等の過不足分については、平成16年3月に返還及び支出させた。



17年監査公表第5号

平成15年度並びに平成13年度、平成12年度及び平成11年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年4月12日

京都府監査委員 林 田 洋
同 明 田 功
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

平成15年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「京都府住宅供給公社」の現状と課題

(1) 賃貸住宅事業

(監査の結果)

堀川住宅の配水管の腐食は、応急的補修のみで適切な補修がなされていない。

(措置の内容)

平成16年4月にこれまで応急補修していた腐食配水管をすべて取り替えた。

(監査の結果)

日常の問題が発生する前に補修できる事前点検を重視した維持管理体制が必要である。

(措置の内容)

外壁面のはく離落下等の危険を防止するため、平成16年度から専門業者による定期点検を年1回行うこととした。

(監査の結果)

耐震改善や対応策が決定されるまでの間、避難計画や防災計画及び防災・避難対応訓練等、ソフト的

な防災対策を早急に決定する必要がある。

(措置の内容)

所轄消防署と連携して、地元自治会に対し消防署作成の防災パンフレットを配布するとともに、平成15年11月に消火訓練を実施し消化器類を設置した。

(2) 不動産資産等

(監査の結果)

賃貸資産の土地について、平成13年度決算書と異なる値となっており、測量時の修正による資産増加が、備考欄に明記されていない。

(措置の内容)

決算書「事業資産明細」の記述について、平成15年度決算時に修正した。

(監査の結果)

平成14年度の方譲住宅事業において、非事業用資産が決算資料や資産明細に明らかになっていない。

(措置の内容)

公社保有資産を再点検し、平成15年度決算時に、整理・記載した。

(監査の結果)

事業用資産の売れ残り分譲地、分譲住宅は早急な適正処理(売却)が望まれる。

(措置の内容)

木津かぶと台(期)の方譲住宅は平成16年9月に完売した。

第2 「京都府下水道公社」の現状と課題

(1) 超過勤務手当の手続きについて

(監査の結果)

「時間外・休日勤務命令簿」は用務等の記述をより明確にするとともに、事前命令欄には上席の管理者が記入するよう、その運用方法を改める必要がある。

(措置の内容)

平成16年2月開催の全所長・課長会議で上司による事前命令制や具体的に特定できる用務内容を記入するよう徹底した。

(2) 長期修繕計画の樹立について

(監査の結果)

下水道設備の修繕時期の延期は、長期間を通じての総修繕コストの上昇を招くことになる可能性が高いため、修繕計画を樹立し、それを実施していく必要がある。

(措置の内容)

洛西・洛南・宮津湾の各浄化センターにおいて、長期修繕計画の策定に向けた施設台帳の整備を実施した。

第3 「京都府立総合資料館」の現状と課題

(1) 単独随意契約について

(監査の結果)

館内複写サービスの単独随意契約は、京都府会計規則及び地方自治法の規定に照らして可とする要件を欠いている。

建物付属設備改修工事や機器保守業務の単独随意

契約が多いが、その根拠は正当とはいえない。

(措置の内容)

複写サービス業務は、平成16年10月から一般競争入札による業務委託とした。

改修・保守業務についても、順次、見積り合わせ等競争原理を取り入れた発注方法に改善した。

(2) 現金書留の収入事務について

(監査の結果)

現金書留による撮影料金の収受について、その宛先が出納資格のない職員個人となっており、現金出納簿等の出納記録が作成されていない。

(措置の内容)

現金書留の収入事務については、平成16年3月から現金書留の送付先を総合資料館とし、庶務課経理係(出納用務所管部所)で開封するとともに、撮影申請が許可され、公金として確定するまでの間は、庶務課において現金出納補助簿により管理することとした。

(3) 備品管理の実態について

(監査の結果)

美術品・工芸品を作者個人から購入する場合、外部評価人の評価額で備品登録し、支払いを備品購入費でなく報償費で処理するのは京都府会計規則に反する。

また、美術品等は収蔵庫に保管されているが、「総合資料館収蔵庫管理取扱要領」や「業務仕様書」に基づく「入庫者記録簿」や「資料出納簿」が作成されていない等、現物管理に問題が多い。

(措置の内容)

美術品等購入時の支払科目については、平成15年11月から作者個人・販売業者等の別なく備品購入費にするとともに、実際の支払額により備品登録を行うこととした。

収蔵庫への入室等に際しては、平成16年4月から「入庫者記録簿」や「資料出納簿」を作成・記載するとともに、美術品等の出納時には、管理業務を委託している財団法人京都文化財団(京都文化博物館)からも公文書の提出を求めることとした。

(4) 時間外勤務命令の状況について

(監査の結果)

「時間外・休日勤務命令簿」の記載については、「時間外勤務等の事前命令手続きに関する要領」で禁止されている自己記入や具体性を欠く用務記載が多い。

(措置の内容)

「時間外・休日勤務命令簿」については、平成15年11月から係長等が記載し、業務内容は具体的な用務を記載するよう徹底した。

第4 「京都府立体育館」の現状と課題

(監査の結果)

予定価格に対し著しく低い金額で落札した業者に対して、業務履行の徹底した監督を行うとともに、適切な履行がなされない場合、契約解除を視野にい

れた検討を行う必要がある。

(措置の内容)

平成16年4月の契約締結時に、仕様書どおり履行されない場合には契約解除もあり得るとの指導を行うとともに、随時、業務状況の把握・点検を行い、不履行がないよう指示及び履行確認を徹底した。

平成13年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「京都府営向日町競輪事業」の現状と課題

(1) 過重な臨時従事員の人件費負担

(監査の結果)

臨時従事員の人数は減少しているが、年功序列賃金体系を基礎とする中で、勤続年数の長い臨時従事員が相対的に多いため、賃金総額の減少は緩慢であり、離職餞別金を含めた人件費総額は必ずしも減少していない。

また、人件費負担割合も昭和45年度と比較して、機械化の進んだ平成12年度の方が高い。

(措置の内容)

平成16年4月から、年功序列賃金体系を廃止して一律賃金とし、離職餞別金制度の見直しを行った。

(2) 送迎サービスの不備

(監査の結果)

送迎バスについて、往路はあるが復路の運行が実施されていない。

(措置の内容)

平成15年度から送迎サービスの向上を図るため、送迎バスの復路運行を実施した。

第2 「京都府商工部所管の中小企業制度融資」の現状と課題

1 制度融資の貸出し実績

(1) 中小企業者の資金需要の低下

(監査の結果)

デフレ等による売上高の減少が、中小企業者の設備投資意欲を阻害し、結果的に資金需要の低下をもたらしている。

(措置の内容)

設備投資意欲を喚起するため、制度要件を大幅に緩和した「経営活力資金」を平成15年4月に創設した。

また、平成15年1月に「あんしん借換融資」、平成16年4月に「小規模企業おうえん融資」等の新たな融資制度を創設し、資金需要の掘り起こしを行った。

(2) 市中金利の低下

(監査の結果)

長期プライムレートが融資利率を下回る場合があり、融資制度のセールスポイントである低金利という有利性を失っている。

(措置の内容)

平成16年4月に、融資利率の全体的な引き下げを行い、中小企業の金利負担の軽減を図った。

(3) 保証協会の保証限度との関係

(監査の結果)

金融機関や京都市中小企業融資制度で保証付の融資を受けた場合、一企業当たりの保証限度の関係で、府の制度融資が利用できない場合がある。

(措置の内容)

「あんしん借換融資」の活用により、民間金融機関の既往借入金的一般保証枠から別枠の保証枠への借換を促進した。

(4) 制度内容のわかりにくさ

(監査の結果)

制度融資の種類は、多種多様なメニューが準備されているが、そのことが、逆に申込に際して、どの制度融資に該当するのか判断を迷わせている。

また、制度融資の名称は制度の施策内容のまま付けられており、なじみにくい。

(措置の内容)

より分かりやすく利用しやすい制度となるよう制度融資の抜本的な見直しを行い、平成15年度から平成16年度までの2カ年で従来41あった資金を7資金へ統合・再編するとともに、名称についても、ひらがなを使う等なじみやすい名称とした。

(5) 担保価値の低下、保証人徴求の困難性

(監査の結果)

不動産価格の下落により担保価値は低下し、保証人を得ることが困難になっている。

(措置の内容)

平成16年4月に、担保や保証人の提供が困難な小規模企業者を支援するため、国の納税要件を問わず、法人代表者も連帯保証人として徴求しない全国初の無担保・無保証人制度として「小規模企業おうえん融資」を創設した。

2 府と金融機関、保証協会による重複した審査体制

(監査の結果)

府が調査を行った場合でも、金融機関、保証協会は同様の調査等を実施しているため、融資に係る迅速性、効率性を阻害している面がある。

また、制度融資に関する相談、融資斡旋、融資実行までかなりの日数を要している。

(措置の内容)

平成16年4月に府の調査を全面的に廃止し、「あんしん借換融資」と同様に金融機関の調査等を活用することにより、融資の迅速性・利便性の向上を図った。

3 ペイオフの全面解禁に係る対応

(監査の結果)

預託金についても元本1,000万円とその利息を超える部分には保護措置はなくなり、自己責任による対応が必要となる。

(措置の内容)

平成17年4月のペイオフ解禁後は、新たに全額保護の対象とされた「決済用預金」を活用することとした。

4 他の公的融資制度

(監査の結果)

市町村・政府系金融機関にも中小企業者向けの融資制度があり、京都市の制度は内容的に府とほとんど変わらず、府と同様に行政が受付・斡旋している。また、商工会・商工会議所では無担保・無保証人・低利の、国民生活金融公庫の小企業者向け融資の推薦を行っている。

(措置の内容)

平成16年4月に制度融資の統合・再編を行い、「あんしん借換融資」と同様に一般的資金についても、京都市と名称等も含め同一制度とし、受付も府・京都市の各取扱金融機関に一本化した。また、商工会・商工会議所を制度融資の相談窓口として引き続き活用し、政府系金融機関との連携を図った。

5 審査担当人材の育成

(監査の結果)

審査担当の人材の育成について、人事異動のため専門家としての審査担当の人材育成には限界がある。

また、融資対象となった設備等の未設置や低額設置を防止するための措置については、施設設置完了届出書の提出が無いものが散見されるなど、現地確認等の事後指導が徹底されていない。

(措置の内容)

平成16年4月に事務手続きの見直しを行い、制度融資の審査に金融機関の専門性の活用を図った。

また、施設設置については、保証協会の保証を必須とし、保険制度上も確認を義務づけることで、保証協会や金融機関による事後指導の徹底を図った。

第3 「京都府における試験研究機関」のうち、京都府畜産技術センター（旧京都府畜産研究所）の現状と課題及び京都府畜産技術センター碓高原牧場（旧京都府碓高原総合牧場）の現状と課題

1 京都府畜産技術センター（旧京都府畜産研究所）

(監査の結果)

市場価格平均より高く取り引きされているが、作出は「京都ばーく」は増加傾向にあるものの「京都肉」「京地どり」は減少傾向にある。

(措置の内容)

京都肉研修会を開催し、「京都肉」の肉質向上と増頭に取り組み、平成15年度の「京都肉」認定頭数は平成13年度の約2.8倍の548頭となった。

2 京都府畜産技術センター碓高原牧場（旧京都府碓高原総合牧場）

(1) 予算及び決算の硬直化

(監査の結果)

支出に占める碓牧場費の割合及び人件費の割合が共に逡増しており、予算及び決算の硬直化が著しく進んでいる。

(措置の内容)

組織統合による業務見直し・効率化により、職員数は平成15年度に25名から18名に、平成16年度には16名に減員した。一方、家畜飼養頭数は現状維持とし、優れた牛の生産に努めており、平成15年度の財産収入は、前年度と比較して1.46倍に増加した。

(2) 畜産農家の減少及び後継者難

(監査の結果)

畜産農家戸数・頭羽数は、減少の一途をたどっている。また、後継者がいる畜産農家の割合は、全国平均よりやや少ない。

(措置の内容)

後継者の育成に対応するため、「担い手育成プロジェクトチーム」を発足させ取り組みを強化するとともに、平成15年度には和牛繁殖農家の後継者1名に対して3か月間研修を実施した。

(3) 牧草生産量の減少

(監査の結果)

牧草の生産量はピーク時の5～6割程度に止まっており、自足率は横ばい若しくは低落傾向にある。

(措置の内容)

計画的に草地整備・更新を行い、牧草生産量は平成14年度と比較して平成15年度は1.24倍、平成16年度は1.55倍と大幅に増加した。

(4) 使用設備の老朽化

(監査の結果)

碓高原で使用されている機械類は、老朽化が著しい。

(措置の内容)

良質な堆肥生産を行うため、平成15年度に家畜排せつ物処理施設を新增設した。

(5) 碓牧場の牛の供給機関としての役割

(監査の結果)

生産子牛の出荷は府内農家に貢献しているが、子取り用雌牛の供給が少ない。

(措置の内容)

和牛改良の推進と生産者意欲の向上を図るため、平成15年度は妊娠牛の譲渡を6頭（前年比300%）とするとともに、乳用牛の育成頭数を33頭（前年比118%）とし、公共育成牧場機能の充実を図った。

(6) 国や他府県の試験研究機関との関係

(監査の結果)

国の試験研究機関や大学、他の地方公共団体の試験研究機関等が、それぞれ独自にあるいは連携しながら、畜産に関し各地方の特殊性を生かした試験研究を行っている。

(措置の内容)

「有機亜鉛の飼料中への添加が肉質に及ぼす影響」（平成15年度）及び「放牧を組み入れた和牛去勢肥育牛の自給飼料活用型肥育技術」（平成16年度）について、京都大学大学院農学研究科と岐阜県畜産研究所等との共同研究を行った。

平成12年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「財団法人京都府民総合交流事業団」のうち、京都勤労者総合福祉センター（愛称「京都テルサ」）の現状と課題及び京都勤労者研修センター（愛称「コミュニティ嵯峨野」）の現状と課題

- 1 京都勤労者総合福祉センター（京都テルサ）
- (1) 京都テルサとしてのアイデンティティーの欠如
（監査の結果）
多目的な事業を同一施設で行っているため、組織運営、収益・コスト意識が中途半端となっている。
（措置の内容）
広範な府民の総合交流拠点として、一層利用しやすく、分かりやすい施設となるよう、平成16年4月からホームページをリニューアルした。
- (2) 実際有効面積の狭あいさ
（監査の結果）
建物全体の全実効床面積のうち、行政サービススペースが10%、共有スペースが37%を占めるため、事業活動対象が50%余りにすぎず、経営改善制約の要因となっている。
（措置の内容）
平成15年4月から会議室等の転用により青少年育成協会の入居を図るなど、スペースの見直し、活用を行った。
- (3) 貸館における管理運営の複雑さ
（監査の結果）
各施設の会議室の収入は事業団の別会計又は別団体に帰属するが、経費の大部分はテルサが負担するといった複雑さ、料金体系の不統一が非効率な管理の要因となっている。
（措置の内容）
平成14年6月から女性総合センターの貸館業務は、テルサで一元管理を行い、管理運営の複雑さを解消した。
- (4) 施設設置目的と利用実態の乖離
（監査の結果）
勤労者の福祉充実という設置目的と利用実態（学会、学校関係利用、家族利用の多さ等）との乖離に対する基本姿勢が問われている。
（措置の内容）
平成14年度及び15年度においては、パソコンソフト技能資格認定制度対策講座の開催など、勤労者のニーズを踏まえたパソコン教室の充実を図った。また、平成15年8月からは若年者就業支援センターが入居し、勤労者向けの施策を積極的に実施した。
- (5) コンサルタントの報告書の検討・実効不足
（監査の結果）
平成9年度及び10年度の経営コンサルタントによる経営診断の結果がその後の経営改善に活用されていない。
（措置の内容）
経営診断結果を受けて、会議室の転用などスペースの再編を検討した結果、平成15年度に青少年育成協会、若年者就業支援センターが入居し、低利用の会議室を有効活用した。
- (6) その他各部門における問題点・課題
（監査の結果）
貸館事業のうち会議室・カルチャー室の利用が平

- 成11年度で26%と低調で、低利用率の原因について検討がされていない。
（措置の内容）
パソコン教室の充実や利用者ニーズに応じた見直し等を行い、会議室等利用率は平成11年度の26%から平成16年10月現在で36%に向上した。
（監査の結果）
フィットネス事業は、会員の増強と維持・確保（いかに退会率を低く押さえるか）という点が課題となっている。
（措置の内容）
平成15年10月からスタジオ・トレーニングジムを増設するなど、魅力あるクラブ運営に努めた結果、平成16年10月現在の個人会員数は3,244人（平成11年度実績2,797人）で、過去最高となった。
- 2 京都勤労者研修センター（コミュニティ嵯峨野）
（監査の結果）
「勤労者の研修・会議等の場の提供及び余暇の活用に関する事業を行うことにより、勤労意欲の高揚と勤労者福祉の向上を図る」という設置趣旨と実態がかい離している。
（措置の内容）
勤労者の利用が低下し、設置趣旨と実態がかい離してきたため、平成14年度をもって府施設としては廃止し、平成15年4月に社会福祉法人全国手話研修センターに施設を譲渡した。
- 第2 「財団法人京都文化財団」のうち、京都文化博物館の現状と課題
- (1) 埋蔵文化財調査受託収入
（監査の結果）
埋蔵文化財調査受託収入は、平成7年度の142万円から平成11年度は0と大幅な減少である。
（措置の内容）
「京都府・市埋蔵文化財調査センター」をはじめとする関係行政機関と連絡を密にしたほか、民需による事業情報の収集にも努め、平成14年度は、59,558千円、平成15年度は、14,611千円の受託実績となった。
- (2) 出向職員数
（監査の結果）
出向職員数はほぼ横ばいである。
（措置の内容）
平成16年度から財団の組織を再編し、広報営業推進機能等を強化するとともに、府からの派遣職員を8人から7人へと見直しを行った。
- (3) 委託費
（監査の結果）
案内・駐車場管理、警備、清掃に係る委託費が大きい。
（措置の内容）
平成15年度までに、更なる経費節減のため、事務・業務管理部門を中心にメンテナンス仕様（清掃回数）の見直し等を行い、平成12年度に比べ約19百万円の

経費削減を図った。

第3 「財団法人京都府公園公社」の現状と課題

- (1) 高齢な職員と多額な人件費
 (監査の結果)
 高齢な職員の占める割合が高く、結果として多額な人件費が必要となっている。
 (措置の内容)
 さらに効率的な公園管理を図るため、平成16年度は3名の人員を削減したほか、非常勤嘱託を臨時職員へ2名振り替えた。
- (2) 今後増加が確実視されている公園施設の修繕費対策の欠如
 (監査の結果)
 公園施設について、開園以来の老朽化が激しく、公園各所の大規模な修繕費への対策が欠如している。
 (措置の内容)
 計画的な大規模修繕を進めるため、平成15年度に山城総合運動公園の公園管理台帳を整備した。

第4 「社団法人京都府森と緑の公社」の現状と課題

- (1) 財政面からの事業計画の検討
 (監査の結果)
 造林計画面積を現計画どおりに6,000haとすの
 が、4,800haに縮小するのにより、財政面に与える影響は大きく異なるものである。
 (措置の内容)
 今後の累積債務の増大を考慮して平成14年度に全体計画を6,000haから4,800haに縮小した。さらに、平成16年度に4,715haまで縮小し、新規植栽を終了した。
- (2) 京都府の将来債務負担(金利)の増加
 (監査の結果)
 事業資金の大半を借入金でまかなう現行の経営では金利が累積的に増加するため、府の財政にも大きな影響を及ぼすと考えられる。
 (措置の内容)
 公庫借入金については、償還金の圧縮に努めるため、借換資金である施業転換資金や無利子資金の森林整備活性化資金を活用して低金利資金に借換をしてきており、平成15年度には6,500万円の借換えを行い、6,800万円の利子軽減を図ったほか、平成16年度には6,700万円の借換えを行い、7,700万円の利子軽減を図った。

平成11年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「府立洛東病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院と府立医科大学附属病院」の現状と課題

- 1 府立3病院
 - (1) 経営体制
 (監査の結果)
 府立3病院は、民間病院等と機能を分担し、診療科目、規模等の見直しを行い、特化された中での中

核病院としての位置を明確にする必要があり、PFIの導入を含め、公的関与の在り方の検討が望まれる。

- (措置の内容)
 洛東病院については、平成16年9月の「府立病院あり方検討委員会意見書」や「平成16年度包括外部監査提言」を踏まえ、検討した結果、平成16年12月府議会定例会において「京都府病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が議決され、平成17年2月に規則を制定し、平成17年3月末に廃止することとした。
- (2) 医薬品及び診療材料
 (監査の結果)
 医薬品使用効率を向上させるべきである。同種同効薬品については、できるだけ一本化して在庫アイテム数を削減するとともに、院外処方箋の発行を推進するなど、総合的な在庫圧縮方を講ずることが望まれる。
 (措置の内容)
 与謝の海病院において、平成14年度から院外処方を促進し、平成15年度の院外処方箋発行率は99.9%に達し、在庫の圧縮を図った。

- (3) 職員数と給与費
 ア 医薬収益との比較
 (監査の結果)
 医薬収益に占める職員給与費の割合並びに労働生産性の観点から、職員給与の額は医薬収益に対して過大である。
 (措置の内容)
 与謝の海病院において、平成16年度から一般病床36床の増床を行い医薬収益の確保を図った。また、外来クラーク、中央材料室業務の委託化を進めた。

- イ 職員数の状況
 (監査の結果)
 看護師を含む職員数について検討を加える必要がある。職員数と患者数のバランスがとれておらず、患者数からみて職員数が多いのではないかと考えられる。
 (措置の内容)
 洛南病院においては、平成13年度に洗濯業務の一部非常勤化、平成14年度に営繕業務の一部非常勤化、精神科救急受け入れに係る病棟再編により職員定数の見直しを実施した。

与謝の海病院においては、平成16年度から外来クラーク、中央材料室業務、看護補助業務(一部)の委託化を行った。

- 2 府立医科大学附属病院
 - (1) 経営改善計画への取組みと大学構成員の意識の問題
 (監査の結果)
 附属病院の「財政危機」についてすべての教職員に対する周知徹底が必要である。

(措置の内容)

学内誌や研修等を通じて繰り返し経営改善の必要性や府の財政危機の状況について周知を図った。また、臨床部長会や診療科長・主任会議等において毎月診療実績等を詳細に報告し、積極的な意識改革の取組を行った。

(監査の結果)

提言の実行を指導・監視する体制の整備が必要である。

(措置の内容)

病院の管理体制を強化するため、平成14年6月に病院長補佐の職(2名)を設置し、病院長、病院長補佐、事務部長、看護部長等を構成員とする病院管理運営会議を設置した。

(2) 収益の拡大について

(監査の結果)

CT等の内部検査、NICUの基準の取得の実行、給食選択メニューの導入、玄関ロビーの整備等の施策を着実に実行することが期待される。

(措置の内容)

平成13年度には外来診療棟の玄関ロビーの改修を行うとともに、外来再来受付機を設置した。

また、平成14年度にCT(コンピューター断層撮影装置)を更新し、平成15年度にMR(磁気共鳴診断装置)を増設することによって検査能力の向上を図るとともに、平成15年度にNICUの新生児特定集中治療室管理料算定対象ベットを増床(3床 6床)するための施設改修を行った。

さらに、給食におけるサイクルメニューを平成14年度から実施するとともに、平成15年度から特定給食施設の認定を受けた。

(監査の結果)

平均在院日数29日の目標が達成できるよう一層の努力が要請される。

(措置の内容)

クリティカル・パス(標準治療計画)の作成促進や長期入院患者の退院援助等に取り組んだ結果、平均在院日数は、平成14年度に初めて30日を下回り、平成15年度は24日まで短縮した。

(監査の結果)

手術室の稼働率の向上も課題である。

(措置の内容)

手術枠の各科への配分を利用実績に応じたものとするにより、空き枠利用の徹底に努めた結果、平成15年度の年間手術件数は5,000件を超えた。(平成12年度4,591件 平成15年度5,546件)

(監査の結果)

診療報酬の請求漏れの防止のためのチェック体制や監視体制の強化する必要がある。

(措置の内容)

専門職員の雇用や委託により、平成14年度から中央手術部での手術伝票等の点検を行ったほか、平成15年度から病棟でのカルテとオーダ画面の照合な

ど、請求漏れ防止のための体制を強化した。

(監査の結果)

長期入院患者のために再入院できるシステムや、京都市内の在宅看護支援センター等と協力するシステムの構築が必要である。

(措置の内容)

平成14年9月に地域医療連携室を設置し、看護師やメディカル・ソーシャル・ワーカーの連携により長期入院患者の退院援助や転院先病院等の新規開拓に取り組んだ。

(監査の結果)

特定機能病院としての入院患者のあり方の検討が必要である。

(措置の内容)

急性期医療を担う特定機能病院として、入院日数の短縮化(平成12年度33.3日 平成15年度24.0日)を図るとともに、回復期リハビリテーション病院の紹介など入院患者の退院援助を行った。

(監査の結果)

オーダーリング・システムの着実な導入

(措置の内容)

平成13年度中に入院、外来とも導入し、全面稼働した。

(監査の結果)

診療報酬の査定減の縮小のための専門職の導入

(措置の内容)

平成12年度から専門の非常勤嘱託2名を配置し、査定率の縮減(平成12年度0.45% 平成15年度0.17%)に実績を上げた。

(監査の結果)

病院内外に対する広報・宣伝活動の強化

(措置の内容)

平成14年9月に地域医療連携室を立ち上げ、他病院等からの紹介患者の拡大を図るため、専門外来等を紹介したリーフレットや外来担当医師表を関係病院等に配布した。

また、平成14年5月に病院ホームページを開設し、広報・宣伝活動の強化を図った。

(3) 費用の削減について

(監査の結果)

看護師の「調整数」の利用において、非常勤やパート等を活用することも検討する必要がある。

(措置の内容)

育児休業期間の延長により欠員職員数が増えている中で、平成14年度から臨時的任用制度を一部導入し、職員の削減を進めるとともに人件費の抑制を図った。

(監査の結果)

院外処方箋発行率35%程度の達成が期待される。

(措置の内容)

平成14年9月から全診療科で「院外処方を原則とする」取組を実施し、平成13年度に32.9%であった院外処方箋発行率を平成14年度には60%、平成15年

度は82.3%に高めた。

(監査の結果)

光熱費等経費の節減と業務の外部委託の推進が必要である。

(措置の内容)

平成12年度の診療報酬請求業務の委託に続き、さらに業務を再点検し、平成15年度には収入の窓口事務や証明事務などを委託して職員を3名減員したほか、平成16年度には入院事務などを委託して職員を1名減員した。

(監査の結果)

助手、事務職員、技術職員、技能・労務職員の適正人員の検討。

(措置の内容)

「京都府新しい行政推進大綱(第二次)」における計画期間(平成11年度～平成15年度)の5年間で、収納事務の委託や看護体制の見直し等により、大学全体で100名以上の定数削減を行った。

(4) 関連する諸問題

(監査の結果)

結核病棟の方向性については京都府の医療全体計画と連携させる。

(措置の内容)

結核病棟について、平成12年度に、合併症を持つ結核患者が症状に合った治療を行えるよう「感染対応病室」を一般病床の個室に10室整備した。

また、平成15年度には、SARS対策に係る緊急措置として、結核病棟の改修を行い、SARS患者の受入ができる専用病室を5室整備した。

(監査の結果)

附属病院と京都市立病院との連携や協力のあり方の検討

(措置の内容)

新医師臨床研修制度において、平成16年度から京都市立病院を協力病院の1つとして、2年間の研修を分担して行うこととした。